

スポーツ振興くじ（toto）助成金交付対象事業の概要（抜粋）

≪Ⅱ 地域スポーツ施設整備助成≫

1 グラウンド芝生化事業

【概要】 地域住民の身近なスポーツ活動の場となるグラウンドの芝生化に関する以下の事業

(1) 天然芝生化新設事業	土や砂などの屋外グラウンドを新たに天然芝生化する事業
(2) 天然芝生化改設事業	既に天然芝生化されている屋外のグラウンドについて、芝の全面的な張り替えにより充実を図る事業 (部分的な張り替え又は補修を除く。)
(3) 人工芝生化新設事業	土や砂などのグラウンドを新たに人工芝生化する事業
(4) 人工芝生化改設事業	既に人工芝生化されているグラウンドについて、芝の全面的な張り替えにより充実を図る事業 (部分的な張り替え又は補修を除く。)
(5) 天然芝維持活動事業	平成30年度から令和2年度の間において(1)の天然芝生化新設事業を行ったグラウンドについて、助成対象者及び地域住民等を中心とした天然芝の維持活動並びに同活動に係る実施体制及びノウハウの構築を行う事業 助成対象期間は、(1)の天然芝生化新設事業の助成年度を初年度とした3か年度を限度とします。(助成金の交付申請は年度ごとに行うこととします。)

2 スポーツ施設等整備事業（1の事業を除く。）

【概要】 スポーツ競技施設等又は学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設の整備を行う以下の事業

(1) スポーツ競技施設等の整備	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設（増改設を含む。）、改修又は改造を行う事業
(2) 学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備	都道府県又は市町村が設置する学校において、学校開放事業等によるスポーツ活動に供するシャワー室、更衣室、便所等諸室の新設（増改設を含む。）若しくは改造又は屋外夜間照明の新設（増改設を含む。）、改修若しくは改造を行う事業
(3) スポーツ競技施設の大規模改修等	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造又はバリアフリー化を目的として施設の改修又は改造のみを行う事業

≪Ⅲ 総合型地域スポーツクラブ活動助成≫

1 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業

【概要】市町村、J S P O又は日レクが、総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する活動に対して補助を行う事業。

2 総合型地域スポーツクラブ創設事業

【概要】市町村又は総合型地域スポーツクラブ設立準備組織が総合型クラブの創設に関する活動を行う事業。

3 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業

【概要】市町村、J S P O又は日レクが、総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動に対して補助を行う事業。

4 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

【概要】非営利法人である総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動事業。

5 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業

【概要】市町村、J S P O又は日レクが、総合型地域スポーツクラブが行うクラブマネジャーを設置することによるクラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図る事業に対して補助を行う事業。

6 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業

【概要】非営利法人である総合型クラブが、クラブマネジャーを設置することにより、クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図る事業。

【3～6の事業における間接助成対象者または助成対象者となる総合型クラブの共通要件（抜粋）】

- ① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。
- ② 総合型クラブの活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、助成年次が初年度から3か年度目の総合型クラブは2種目以上、4か年度目以降の総合型クラブは実施種目数が3種目以上あること。
 - ※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。
 - ・サッカーとフットサル、
 - ・ヨガ、ストレッチ及び健康体操
 - ※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごとに分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。
- ③ ②の実施種目は種目ごとに原則、毎月2回以上実施されていること。
 - ※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2

回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

④ 年間を通じて、総合型クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

⑤ 年間を通じて、総合型クラブマネジャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。

※ 申請時点で、有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。ただし、助成初年度である総合型クラブの場合にあっては、助成初年度の12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

【3～5の事業において、次に掲げる団体は、間接助成対象者または助成対象者となりません】

① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの。

② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの。

※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。

③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの。

【6の事業において、上記①～③に加え次に掲げる団体は、助成対象者となりません】

④ 申請時点で、活動拠点の都道府県体育協会等、都道府県の総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、広域スポーツセンターのいずれか一つ以上に、総合型地域スポーツクラブとして認知されていないもの。

※ J S Cから都道府県体育協会等、都道府県の総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び広域スポーツセンターに対して、確認を行います。

【総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る

総合型地域スポーツクラブマネジャーの資格要件】

総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る総合型地域スポーツクラブマネジャーの資格については、「地域スポーツクラブの概念と現状」、「クラブマネジャーの資質と役割」、「クラブのつくり方と運営方法」などクラブマネジメントの基礎を広く学べるカリキュラムを持った講習を受けた者を要件とすることとし、具体的には、以下に定める資格要件（有資格者等）を満たす者であることとします。

<助成初年度から継続5か年度目まで>

クラブマネジャー（正）

要 件	確認方法
次に掲げるいずれかの要件を満たす者	
1 都道府県体育協会、都道府県教育委員会、広域スポーツセンター等が実施する「(公財) 日本体育協会公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目」について修了した者（共通科目についても受講していることが望ましい。）	修了証書
2 (公財) 日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又は同アシスタントマネジャー資格認定者	資格認定証
3 (公財) 日本レクリエーション協会：レクリエーション・コーディネーター養成通信教育課程	修了証書
4 (公財) 日本スポーツクラブ協会：全国スポーツクラブマネジャー養成（資格認定）講習会	資格認定証
5 (公財) 日本サッカー協会：SMC（スポーツマネジャーズカレッジ）本講座	修了証書
6 (公財) 日本サッカー協会：SMC（スポーツマネジャーズカレッジ）サテライト講座	修了証書
7 文部科学省及び総合型地域スポーツクラブ育成協議会が、平成12年度から平成17年度までに実施した「総合型地域スポーツクラブマネジャー養成講習会」を修了した者	修了証書
8 平成18年度までに、都道府県体育協会、都道府県教育委員会、広域スポーツセンター等が独自に実施した指導者養成のための講習会のうち、(公財) 日本体育協会が承認した講習会を修了した者	修了証書
9 地方公共団体等において、独自のカリキュラムをもって実施する総合型地域スポーツクラブマネジャー養成講習会のうち、日本スポーツ振興センターが認めた講習会※を修了した者 ※開催要項等により、要件の適否を個別に判断します。	修了証書
10 その他、上記1～9と同等であると日本スポーツ振興センターが認める場合	

※「6 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業」の6か年度目以降は別に定める要件を参照

《VI スポーツ団体スポーツ活動助成》

1 スポーツ活動推進事業

【概要】地域のスポーツからトップレベルのスポーツまで、幅広くスポーツ活動を推進するために
行う次に掲げる事業

(1) スポーツ教室、スポーツ大会等の開催	スポーツの普及や競技技術の向上のための実技教室若しくは競技会又はスポーツに関する講演会等（全国規模のもの及び国際的規模のものを除く。）を開催する事業
(2) スポーツ指導者の養成・活用	多様化するスポーツニーズに応え、適切な指導が行える指導者及び競技技術の専門的知識を有する指導者を養成し、又はそれらの指導者を地域のスポーツクラブ等へ派遣する事業
(3) スポーツ情報の提供	スポーツに関する情報を収集し、広報誌の発行や新規ウェブサイトコンテンツの作成等により広く一般に提供する事業
(4) 新規会員獲得事業	新規会員獲得を目的とする体験会等を開催する事業又は新規会員獲得を目的とした広報媒体（情報誌、リーフレット等）を作成及び提供する事業
(5) マイクロバスの設置	マイクロバスを設置することにより、スポーツ活動に参加する者の利便性の向上等を図る事業

※ 総合型地域スポーツクラブとして、総合型地域スポーツクラブ活動助成（総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業又は総合型地域スポーツクラブマネージャー設置事業）に申請する助成対象者及び総合型地域スポーツクラブ活動助成（総合型地域スポーツクラブ自立支援事業又は総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業）の間接助成事業者となる団体は、スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）に交付申請することはできません。

※ 総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成年次を終了した総合型クラブは、スポーツ活動推進事業（新規会員獲得事業を含む。）に申請することが可能です。

※ スポーツ活動推進事業「新規会員獲得事業」に申請する助成対象者は、スポーツ活動推進事業「スポーツ教室、スポーツ大会等の開催」「スポーツ指導者の養成・活用」「スポーツ情報の提供」（マイクロバスの設置を除く。）に交付申請することはできません。